

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年3月13日提出
【計算期間】	第16期中(自 2022年6月14日至 2022年12月13日)
【ファンド名】	アメリカン・ドリーム・ファンド
【発行者名】	新生インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平井 治子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【事務連絡者氏名】	伊藤 真澄
【連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-6400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

【アメリカン・ドリーム・ファンド】

以下の運用状況は2022年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,144,942,370	98.21
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	57,308,503	1.79
合計(純資産総額)		3,202,250,873	100.00

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第6計算期間末（2013年 6月12日）	4,681	5,217	1.0475	1.1675
第7計算期間末（2014年 6月12日）	6,096	7,521	1.0269	1.2669
第8計算期間末（2015年 6月12日）	6,711	8,898	1.0436	1.3836
第9計算期間末（2016年 6月13日）	7,746	7,746	0.7830	0.7830
第10計算期間末（2017年 6月12日）	6,642	6,642	0.9528	0.9528
第11計算期間末（2018年 6月12日）	4,328	4,529	1.0746	1.1246
第12計算期間末（2019年 6月12日）	4,235	4,480	1.0351	1.0951
第13計算期間末（2020年 6月12日）	3,886	4,112	1.0313	1.0913
第14計算期間末（2021年 6月14日）	4,859	5,217	1.3584	1.4584
第15計算期間末（2022年 6月13日）	3,692	3,692	1.1612	1.1612
2021年12月末日	4,796	—	1.4456	—
2022年 1月末日	3,968	—	1.2134	—
2月末日	4,062	—	1.2450	—
3月末日	4,306	—	1.3420	—
4月末日	3,851	—	1.2087	—
5月末日	3,724	—	1.1738	—
6月末日	3,599	—	1.1435	—
7月末日	3,789	—	1.2139	—
8月末日	3,788	—	1.2297	—
9月末日	3,570	—	1.1844	—
10月末日	3,866	—	1.3117	—
11月末日	3,476	—	1.2045	—

12月末日	3,202	—	1.1105	—
-------	-------	---	--------	---

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第6期	2012年 6月13日～2013年 6月12日	0.1200
第7期	2013年 6月13日～2014年 6月12日	0.2400
第8期	2014年 6月13日～2015年 6月12日	0.3400
第9期	2015年 6月13日～2016年 6月13日	0.0000
第10期	2016年 6月14日～2017年 6月12日	0.0000
第11期	2017年 6月13日～2018年 6月12日	0.0500
第12期	2018年 6月13日～2019年 6月12日	0.0600
第13期	2019年 6月13日～2020年 6月12日	0.0600
第14期	2020年 6月13日～2021年 6月14日	0.1000
第15期	2021年 6月15日～2022年 6月13日	0.0000
当中間期	2022年 6月14日～2022年12月13日	—

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第6期	2012年 6月13日～2013年 6月12日	47.17
第7期	2013年 6月13日～2014年 6月12日	20.95
第8期	2014年 6月13日～2015年 6月12日	34.74
第9期	2015年 6月13日～2016年 6月13日	24.97
第10期	2016年 6月14日～2017年 6月12日	21.69
第11期	2017年 6月13日～2018年 6月12日	18.03
第12期	2018年 6月13日～2019年 6月12日	1.91
第13期	2019年 6月13日～2020年 6月12日	5.43
第14期	2020年 6月13日～2021年 6月14日	41.41
第15期	2021年 6月15日～2022年 6月13日	14.52
当中間期	2022年 6月14日～2022年12月13日	2.14

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（参考）

米国小型成長株マザーファンド

以下の運用状況は2022年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	3,032,986,781	96.44
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	111,962,708	3.56
合計(純資産総額)		3,144,949,489	100.00

2 【設定及び解約の実績】

【アメリカン・ドリーム・ファンド】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第6期	2012年 6月13日～2013年 6月12日	3,692,709,031	2,559,143,486
第7期	2013年 6月13日～2014年 6月12日	5,490,809,061	4,022,955,034
第8期	2014年 6月13日～2015年 6月12日	7,917,159,241	7,422,550,584
第9期	2015年 6月13日～2016年 6月13日	5,646,069,953	2,183,888,308
第10期	2016年 6月14日～2017年 6月12日	1,184,403,916	4,106,587,343
第11期	2017年 6月13日～2018年 6月12日	357,030,614	3,300,744,125
第12期	2018年 6月13日～2019年 6月12日	1,184,260,845	1,120,283,481
第13期	2019年 6月13日～2020年 6月12日	997,015,177	1,320,385,405
第14期	2020年 6月13日～2021年 6月14日	1,220,809,017	1,411,312,066
第15期	2021年 6月15日～2022年 6月13日	338,052,354	735,839,649
当中間期	2022年 6月14日～2022年12月13日	57,948,793	359,126,044

3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期中間計算期間（令和4年6月14日から令和4年12月13日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる中間監査を受けております。

【アメリカン・ドリーム・ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第15期 （令和 4年 6月13日現在）	第16期中間計算期間 （令和 4年12月13日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	129,903,571	115,616,674
親投資信託受益証券	3,633,418,186	3,358,999,616
流動資産合計	3,763,321,757	3,474,616,290
資産合計	3,763,321,757	3,474,616,290
負債の部		
流動負債		
未払解約金	16,669,708	10,670,216
未払受託者報酬	1,784,257	1,626,368
未払委託者報酬	50,628,289	46,147,928
未払利息	249	205
その他未払費用	1,689,167	1,638,426
流動負債合計	70,771,670	60,083,143
負債合計	70,771,670	60,083,143
純資産の部		
元本等		
元本	3,179,995,387	2,878,818,136
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	512,554,700	535,715,011
元本等合計	3,692,550,087	3,414,533,147
純資産合計	3,692,550,087	3,414,533,147
負債純資産合計	3,763,321,757	3,474,616,290

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期中間計算期間 （自令和 3年 6月15日 至令和 3年12月14日）	第16期中間計算期間 （自令和 4年 6月14日 至令和 4年12月13日）
営業収益		
有価証券売買等損益	189,692,142	135,581,430
営業収益合計	189,692,142	135,581,430
営業費用		
支払利息	34,228	22,296
受託者報酬	2,169,341	1,626,368
委託者報酬	61,554,957	46,147,928
その他費用	1,749,020	1,638,426
営業費用合計	65,507,546	49,435,018
営業利益又は営業損失（ ）	124,184,596	86,146,412
経常利益又は経常損失（ ）	124,184,596	86,146,412
中間純利益又は中間純損失（ ）	124,184,596	86,146,412
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	28,015,500	17,895,115
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,282,205,606	512,554,700
剰余金増加額又は欠損金減少額	99,887,181	11,928,119
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	99,887,181	11,928,119
剰余金減少額又は欠損金増加額	178,799,616	57,019,105
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	178,799,616	57,019,105
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,299,462,267	535,715,011

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第16期中間計算期間 (令和 4年 6月14日 至令和 4年12月13日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	ファンドの中間計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年6月13日から翌年6月12日までとしておりますが、第16期中間計算期間は、前計算期間末日、並びに当計算期間末日が休業日のため、令和 4年 6月14日から令和 4年12月13日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第15期 (令和 4年 6月13日現在)	第16期中間計算期間 (令和 4年12月13日現在)
1. 投資信託財産に係る元本の状況	期首元本額 3,577,782,682円 期中追加設定元本額 338,052,354円 期中一部解約元本額 735,839,649円	期首元本額 3,179,995,387円 期中追加設定元本額 57,948,793円 期中一部解約元本額 359,126,044円
2. 中間計算期間の末日における受益権総数	3,179,995,387口	2,878,818,136口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 -円	元本の欠損 -円
4. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.1612円 (10,000口当たり純資産額) (11,612円)	1口当たり純資産額 1.1861円 (10,000口当たり純資産額) (11,861円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第15期中間計算期間 (令和 3年 6月15日 至令和 3年12月14日)	第16期中間計算期間 (令和 4年 6月14日 至令和 4年12月13日)
1. 運用の外部委託費用	当ファンドの主要投資対象である米国小型成長株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託する為に要する費用として、当ファンドが委託者報酬の中より負担している金額は、29,308,819円であります。	当ファンドの主要投資対象である米国小型成長株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託する為に要する費用として、当ファンドが委託者報酬の中より負担している金額は、21,969,779円であります。

2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額	中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。
-----------------------------------	--	--

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第15期 (令和 4年 6月13日現在)	第16期中間計算期間 (令和 4年12月13日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第16期中間計算期間 (自令和 4年 6月14日 至令和 4年12月13日)
該当事項はありません。

（参考）

本報告書の開示対象ファンド（アメリカン・ドリーム・ファンド）（以下「当ファンド」という。）は、「米国小型成長株マザーファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券

であります。当ファンドの中間計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

米国小型成長株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(令和 4年12月13日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	145,369,570
コール・ローン	2,299,658
株式	3,211,748,690
未収入金	7,629,920
未収配当金	966,997
流動資産合計	3,368,014,835
資産合計	3,368,014,835
負債の部	
流動負債	
未払金	9,016,990
未払利息	4
流動負債合計	9,016,994
負債合計	9,016,994
純資産の部	
元本等	
元本	853,838,235
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,505,159,606
元本等合計	3,358,997,841
純資産合計	3,358,997,841
負債純資産合計	3,368,014,835

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	(自令和 4年 6月14日 至令和 4年12月13日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場によっております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	(1) 為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (2) 受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

5.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。
------------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

項目	令和 4年12月13日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	期首元本額	956,515,081円
	期中追加設定元本額	-円
	期中一部解約元本額	102,676,846円
	期末元本額	853,838,235円
	元本の内訳＊	
	アメリカン・ドリーム・ファンド	853,838,235円
2. 計算日における受益権総数		853,838,235口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	-円
4. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	3.9340円
	(10,000口当たり純資産額)	(39,340円)

（注）＊は本マザーファンドを投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

（令和 4年12月13日現在）	
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。
2 時価の算定方法	株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自令和 4年 6月14日
至令和 4年12月13日）

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2022年12月末現在の委託会社の資本金の額：	495,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	39,600株
発行済株式総数：	9,900株
最近５年間における資本金の額の増減：	該当事項なし

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

2022年12月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計171本（追加型投資信託58本、単位型投資信託113本）であり、純資産の総額は427,612百万円（百万円未満切捨）です。

（３）【その他】

（１）定款の変更、その他の重要事項

定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

2022年9月26日付で、当社の株式について、株券を不発行とする変更を行いました。

その他の重要事項

新生インベストメント・マネジメント株式会社は、2023年4月1日にＳＢＩアセットマネジメント株式会社と合併を予定しています。なお、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後はＳＢＩアセットマネジメント株式会社となる予定です。

（２）訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

（１） 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（２） 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度に係る中間会計期間（自2022年4月1日 至2022年9月30日）の中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

財務諸表

（１）【貸借対照表】

期別		第20期 （ 2021年3月31日現在 ）		第21期 （ 2022年3月31日現在 ）	
科目	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（ 資産の部 ）					
流動資産					
預金	3		928,035		1,119,746
前払費用			9,034		8,219
未収委託者報酬			304,947		392,027
未収運用受託報酬			7,802		7,791
未収収益			4,752		4,951
立替金			15,344		17,635
流動資産計			1,269,916		1,550,370
固定資産					
有形固定資産			22,685		13,350
建物	1	21,927		8,611	
器具備品	1	757		4,738	
無形固定資産			-		1,425
ソフトウェア	2	-		1,425	
投資その他の資産			62,976		55,330
差入保証金	3	42,243		25,451	
繰延税金資産		20,733		29,879	
固定資産計			85,661		70,106
資産合計			1,355,577		1,620,476

期別		第20期 (2021年3月31日現在)		第21期 (2022年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
未払金			223,924		318,954
未払手数料	3	157,310		207,242	
その他未払金	3	66,614		111,711	
未払費用			13,284		14,869
未払法人税等			3,109		17,853
未払消費税等			5,743		17,951
賞与引当金			48,505		41,308
役員賞与引当金			6,950		6,713
預り金			12,043		18,127
損失補填引当金			18,202		16,863
流動負債計			331,764		452,641
固定負債					
資産除去債務			32,910		18,418
固定負債計			32,910		18,418
負債合計			364,674		471,060
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		495,903		654,416	
利益剰余金合計			495,903		654,416
株主資本合計			990,903		1,149,416
純資産合計			990,903		1,149,416
負債・純資産合計			1,355,577		1,620,476

(2) 【損益計算書】

期別		第20期 （ 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日 ）		第21期 （ 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日 ）	
科目	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬		1,388,709		1,850,193	
運用受託報酬		60,662		70,345	
その他営業収益		17,514		18,581	
営業収益計			1,466,886		1,939,121
営業費用					

支払手数料	1	701,924		898,322	
広告宣伝費		9,016		6,316	
調査費					
図書費		317		321	
調査費		203,286		261,578	
委託計算費		59,023		86,715	
営業雑経費					
通信費		1,192		1,198	
印刷費		14,949		9,326	
協会費		2,276		2,127	
その他営業雑経費		12,441		18,475	
営業費用計			1,004,429		1,284,381
一般管理費					
給料					
役員報酬		28,890		29,100	
給料・手当		165,433		162,688	
役員賞与		358		-	
賞与引当金繰入額		48,325		38,468	
役員賞与引当金繰入額		6,950		6,476	
退職給付費用		30,572		28,534	
交際費		33		13	
旅費交通費		2,577		2,367	
租税公課		25,978		37,562	
不動産賃借料		42,885		39,857	
固定資産減価償却費		2,139		1,493	
資産除去債務利息費用		669		619	
諸経費		73,132		86,623	
一般管理費計			427,945		433,805
営業利益			34,510		220,934
営業外収益					
受取利息		1		2	
為替差益		339		264	
営業外収益計			341		266
営業外費用					
損失補填引当金繰入額		18,202		1,346	
営業外費用計			18,202		1,346
経常利益			16,649		219,853
特別損失					
固定資産除却損		-		112	
特別損失計			-		112
税引前当期純利益			16,649		219,740
法人税、住民税及び事業税	1	12,871		70,373	
法人税等調整額		5,124	7,746	9,146	61,227
当期純利益			8,902		158,513

（３）【株主資本等変動計算書】

第20期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			

当期首残高	495,000	487,000	487,000	982,000	982,000
当期変動額					
当期純利益		8,902	8,902	8,902	8,902
当期変動額合計	—	8,902	8,902	8,902	8,902
当期末残高	495,000	495,903	495,903	990,903	990,903

第21期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	495,903	495,903	990,903	990,903
当期変動額					
当期純利益		158,513	158,513	158,513	158,513
当期変動額合計	—	158,513	158,513	158,513	158,513
当期末残高	495,000	654,416	654,416	1,149,416	1,149,416

〔重要な会計方針〕

項 目	内 容
1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定額法（ただし2016年3月までに取得したものについては定率法）によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～38年 器具備品 5～20年 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
2. 引当金の計上基準	賞与引当金及び役員賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、従業員及び役員に対する賞与の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する額を計上しております。 損失補填引当金 将来において発生する可能性のある損失補填に備えるため、損失の見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準	顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 委託者報酬 投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っており、委託者報酬は日々の純資産総額に対する一定の報酬率を乗じて計算され、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに受け取ります。当該報酬は信託期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 顧客との投資一任契約に基づき運用業務等を行っており、運用受託報酬は日々の契約期間の純資産総額等に対する一定の報酬率を乗じて計算され、契約で定められた6カ月毎または12カ月毎の履行期間の翌月末までに受け取ります。当該報酬は契約期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 当社は、翌会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産の額について、改正前の税法の規定に基づいております。 なお、翌会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

〔会計方針の変更〕

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

第20期 (2021年3月31日現在)	第21期 (2022年3月31日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 26,449千円 器具備品 11,651千円 2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 253,724千円 差入保証金 42,243千円 未払手数料 53,141千円 その他未払金 10,247千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 26,928千円 器具備品 8,690千円 2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 75千円 3. 関係会社に対する資産及び負債 預金 330,999千円 差入保証金 25,451千円 未払手数料 31,010千円 その他未払金 56,554千円

（損益計算書関係）

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1. 関係会社との取引 支払手数料 232,588千円 法人税、住民税及び事業税(注) 10,238千円 (注) 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。	1. 関係会社との取引 支払手数料 175,665千円 法人税、住民税及び事業税(注) 56,536千円 (注) 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。

（株主資本等変動計算書関係）

（株主資本等変動計算書関係）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）																				
発行済株式に関する事項	発行済株式に関する事項																				
<table><tr><td>株式の種類</td><td>当会計 年度期首</td><td>増加</td><td>減少</td><td>当会計 年度末</td></tr><tr><td>普通株式(株)</td><td>9,900</td><td>—</td><td>—</td><td>9,900</td></tr></table>	株式の種類	当会計 年度期首	増加	減少	当会計 年度末	普通株式(株)	9,900	—	—	9,900	<table><tr><td>株式の種類</td><td>当会計 年度期首</td><td>増加</td><td>減少</td><td>当会計 年度末</td></tr><tr><td>普通株式(株)</td><td>9,900</td><td>—</td><td>—</td><td>9,900</td></tr></table>	株式の種類	当会計 年度期首	増加	減少	当会計 年度末	普通株式(株)	9,900	—	—	9,900
株式の種類	当会計 年度期首	増加	減少	当会計 年度末																	
普通株式(株)	9,900	—	—	9,900																	
株式の種類	当会計 年度期首	増加	減少	当会計 年度末																	
普通株式(株)	9,900	—	—	9,900																	

（リース取引関係）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

第20期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）貸借対照表計上額、時価及びその差額

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	928,035	928,035	-
未収委託者報酬	304,947	304,947	-
資産計	1,232,982	1,232,982	-
未払手数料	157,310	157,310	-
その他未払金	66,614	66,614	-
負債計	223,924	223,924	-

（2）時価の算定方法

資 産

預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当

該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

（４）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	５年超
預金	928,035	-
未収委託者報酬	304,947	-
合計	1,232,982	-

第21期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

１．金融商品の状況に対する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、１年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

預金、未収委託者報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

（有価証券関係）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。
-------------------------------------	-------------------------------------

（セグメント情報等）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 2. 関連情報 （1）サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 （2）地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。 （3）主要な顧客ごとの情報 投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。	1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 2. 関連情報 （1）サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 （2）地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。 （3）主要な顧客ごとの情報 投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
---------------------------------------	---------------------------------------

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	見積りの変更による増減額	期末残高
32,241	—	669	—	32,910

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

当会計年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が当初見積額を下回る見込みであることが明らかになったことから、変更前の資産除去債務残高に見積りの変更による影響額15,111千円を減算しております。

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	見積りの変更による増減額	期末残高
32,910	—	619	15,111	18,418

(関連当事者情報)

第20期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社新生銀行	東京都中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	232,588	未払手数料	53,141
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	10,238	その他未払金	10,238

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第21期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	--------	-----	-------------------	-----------	--------------------	-----------	-------	--------------	----	--------------

親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	162,779	未払 手数料	14,124
							連結法人税額 のうち連結納 税親会社への 支出	56,536	その他 未払金	56,536

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所プライム市場に上場）

SBI地銀ホールディングス株式会社（東京証券取引所プライム市場に上場）

株式会社新生銀行（東京証券取引所スタンダード市場に上場）

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第20期 (2021年3月31日)	第21期 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注2)	17,807千円	17,807千円
未払事業税	884千円	3,937千円
未払事業所税	259千円	234千円
賞与引当金等	17,059千円	14,518千円
資産除去債務	10,077千円	5,639千円
損失補填引当金	5,573千円	5,163千円
その他	2,104千円	2,483千円
繰延税金資産小計	53,765千円	49,785千円
税務上の繰越欠損金に係る		
評価性引当額	17,807千円	13,990千円
将来減算一時差異等の合計に係る		
評価性引当額	10,353千円	5,915千円
評価性引当額小計(注1)	28,160千円	19,906千円
繰延税金資産合計	25,604千円	29,879千円
繰延税金負債		
建物（除去費用）	4,734千円	— 千円
その他	137千円	— 千円
繰延税金負債合計	4,871千円	— 千円
差引：繰延税金資産の純額	20,733千円	29,879千円

(注) 1. 評価性引当額が8,254千円減少しております。この減少の主な要因は、資産除去債務に係る評価性引当額が減少したこと及び税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

第20期（2021年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	8,403	9,403	—	—	—	17,807
評価性引当額	—	8,403	9,403	—	—	—	17,807
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

第21期（2022年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（b）	8,403	9,403	—	—	—	—	17,807
評価性引当額	4,586	9,403	—	—	—	—	13,990
繰延税金資産	3,816	—	—	—	—	—	3,816

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第20期 (2021年3月31日)	第21期 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
住民税均等割	1.74%	0.13%
交際費等永久に損金に算入されない項目	12.84%	0.94%
評価性引当額の増減	1.23%	3.76%
その他	0.09%	0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.53%	27.86%

（収益認識関係）

第21期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、重要な会計方針「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たっては、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

（退職給付関係）

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

（1株当たり情報）

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額 100,091円23銭 1株当たり当期純利益 899円27銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額 116,102円68銭 1株当たり当期純利益 16,011円44銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

（重要な後発事象）

第21期
（自 2021年4月1日
至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

期 別		当中間会計期間末 (2022年9月30日現在)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	
(資産の部)			
流動資産			
預金			1,116,698
前払費用			7,467
未収委託者報酬			366,754
未収運用受託報酬			11,444
未収収益			4,377
立替金			17,576
流動資産計			1,524,318
固定資産			
有形固定資産			12,549
建物	1	8,163	
器具備品	1	4,385	
無形固定資産			1,275
ソフトウェア	2	1,275	
投資その他の資産			45,166
差入保証金		23,935	
繰延税金資産		21,230	
固定資産計			58,990
資産合計			1,583,309

期 別		当中間会計期間末 （2022年9月30日現在）	
科目	注記 番号	金額（千円）	
（負債の部）			
流動負債			
未払金			241,299
未払手数料		197,766	
その他未払金		43,533	
未払費用			20,021

未払法人税等			14,649
未払消費税等			12,834
賞与引当金			22,476
預り金			15,946
流動負債計			327,228
固定負債			
資産除去債務			18,609
固定負債計			18,609
負債合計			345,838
（純資産の部）			
株主資本			
資本金			495,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		742,471	
利益剰余金合計			742,471
株主資本合計			1,237,471
純資産合計			1,237,471
負債・純資産合計			1,583,309

(2) 中間損益計算書

期 別		当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
科目	注記 番号	金額（千円）	
営業収益			
委託者報酬		925,389	
運用受託報酬		37,188	
その他営業収益		8,981	
営業収益計			971,560
営業費用			
支払手数料		458,661	
広告宣伝費		4,185	
調査費			
図書費		169	
調査費		123,587	
委託計算費		34,693	
営業雑経費			
通信費		743	
印刷費		5,005	
協会費		1,164	
その他営業雑経費		6,698	
営業費用計			634,908
一般管理費			
給料			
役員報酬		18,370	
給料・手当		86,307	

賞与引当金繰入額		21,171	
退職給付費用		13,498	
旅費交通費		1,175	
租税公課		16,688	
不動産賃借料		12,355	
固定資産減価償却費	1	950	
資産除去債務利息費用		191	
諸経費		44,383	
一般管理費計			215,091
営業利益			121,559
営業外収益			
受取利息		1	
役員賞与引当金戻入益		277	
営業外収益計			278
営業外費用			
為替差損		178	
過剰金		14,000	
営業外費用計			14,178
経常利益			107,659
特別損失			
固定資産除却損		0	
特別損失計			0
税引前中間純利益			107,659
法人税、住民税及び事業税		10,956	
法人税等調整額		8,649	19,605
中間純利益			88,054

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	654,416	654,416	1,149,416	1,149,416
当中間期変動額					
中間純利益		88,054	88,054	88,054	88,054
当中間期変動額合計	—	88,054	88,054	88,054	88,054
当中間期末残高	495,000	742,471	742,471	1,237,471	1,237,471

〔重要な会計方針〕

項目	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
----	--

1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定額法（ただし2016年3月までに取得したものについては定率法）によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>8～38年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>5～20年</td></tr> </table> 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。	建物	8～38年	器具備品	5～20年
建物	8～38年				
器具備品	5～20年				
2. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。				
3. 収益及び費用の計上基準	顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1)委託者報酬 投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っており、委託者報酬は日々の純資産総額に対する一定の報酬率を乗じて計算され、毎計算期間の最初の6カ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに受け取ります。当該報酬は信託期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 顧客との投資一任契約に基づき運用業務等を行っており、運用受託報酬は日々の契約期間の純資産総額等に対する一定の報酬率を乗じて計算され、契約で定められた6カ月毎または12カ月毎の履行期間の翌月末までに受け取ります。当該報酬は契約期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。				
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。				
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	グループ通算制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、グループ通算制度を適用しております。 当社は、当中間会計期間の期首から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下、「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。				

〔会計方針の変更〕

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

〔注記事項〕

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 (2022年9月30日現在)		
1.	有形固定資産の減価償却累計額	
	建物	27,376 千円
	器具備品	8,569 千円
2.	無形固定資産の減価償却累計額	
	ソフトウェア	225 千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)		
1.	減価償却実施額	
	有形固定資産	800 千円
	無形固定資産	150 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)				
1.	発行済株式の種類及び総数に関する事項			
	株式の種類	当会計年度期首	増加	減少
	普通株式(株)	9,900	—	—
				当中間会計期間末
				9,900
2.	自己株式に関する事項			
	該当事項はありません。			
3.	新株予約権等に関する事項			
	該当事項はありません。			
4.	配当に関する事項			
	該当事項はありません。			

（リース取引関係）

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
該当事項はありません。	

（金融商品関係）

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

預金、未収委託者報酬及び未払手数料については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

（有価証券関係）

当中間会計期間末 (2022年9月30日現在)
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末 (2022年9月30日現在)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

資産運用業区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得 に伴う増加額	時の経過による調整額	当中間会計期間末残高
18,418	—	191	18,609

（収益認識関係）

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）			
1株当たり純資産額	124,997	円	07 銭
1株当たり中間純利益	8,894	円	39 銭
（注）			
1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。			
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。			
中間純利益	88,054	千円	
普通株主に帰属しない金額	—		
普通株式に係る中間利益	88,054	千円	
期中平均株式数	9,900	株	

（重要な後発事象）

当中間会計期間 （自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）	
（主要株主の異動）	
当社の完全親会社である株式会社新生銀行は、2022年10月3日付で、保有する当社の全株式をモーニングスター株式会社に譲渡いたしました。	
（資金貸付に係る契約実行）	
当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、モーニングスター株式会社に対して、グループ内での資金管理最適化を目的とした貸付を行う事を決議し、2022年11月25日付で実行いたしました。	
（契約の内容）	
1. 貸付先	モーニングスター株式会社
2. 貸付金額	800,000千円
3. 貸付金利	年1.475%
4. 契約締結日	2022年11月14日
5. 貸付実行日	2022年11月25日
6. 貸付期間	2022年11月25日から2023年6月30日
7. 担保の状況	無担保、無保証

独立監査人の監査報告書

2022年6月7日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬 和政
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年12月6日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬和政
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和5年2月20日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬 和政
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアメリカン・ドリーム・ファンドの令和4年6月14日から令和4年12月13日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アメリカン・ドリーム・ファンドの令和4年12月13日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（令和4年6月14日から令和4年12月13日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事

項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。